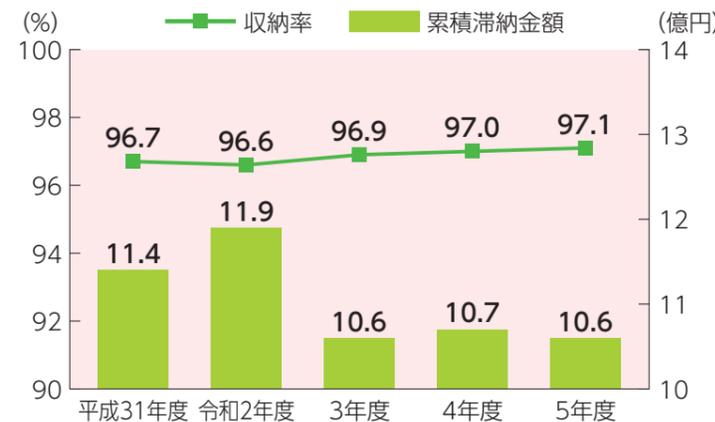


市税の収納率と 累積滞納金額

市税の収納率は横ばいで、昨年度は97・1割でした。累積滞納金額は約10・6億円となっております。滞納金の回収にはコストがかかり、期限内に納付した人の税金もそのために使われず、税負担の公平性や、より充実した市民サービスの提供のために、期限内の納付をお願いします。



市税の納付 Q & A



納付書を紛失してしまったときはどうするの？

A 再発行しますので、市のホームページから電子申請または収納課へお問い合わせください。



納付期限を過ぎて納付をした後に、督促状が届いたときはどうするの？

A 金融機関やコンビニエンスストアなどでの納付確認に日数がかかるため、納付後に督促状が届く場合があります。督促状の内容が領収書と同じ場合は行き違いですので、ご容赦ください。



市外に引っ越したり、自宅などを売ったりした後も大和市に納付をするの？

A 市・県民税は各年1月1日現在の住所地(生活の本拠地)で課税されます。固定資産税は各年1月1日現在の所有者に課税されます。そのため、今年1月2日以降に引っ越したり、自宅を売却した場合でも、令和7年度分の市・県民税や固定資産税は大和市に納付する必要があります。



特集②

市税は暮らしを支える大切な財源です

市民の皆さんが納付している市民税や固定資産税などの市税は、市の歳入で最も大きな柱となる財源です。令和7年度予算案では、市の一般会計歳入の41.9%を占めています。

納付された市税は、福祉や教育、健康づくり、子育て、環境、防災などの事業や公園・道路などの社会資本の整備などに使われ、皆さんの日々の生活を支えています。

問 市役所収納課収納係 ☎(260)5241~3 FAX (263)6843



ご利用ください 便利な支払い方法

「口座振替」による自動引き落とし

納付書で市税などを支払っているかたは、口座から自動的に引き落とす「口座振替」が、納め忘れもなく安心です。振替手数料は不要です。

※市・県民税特別徴収および法人市民税は利用不可。

申し込み▼次のいずれかの方法で

- ・預貯金通帳、通帳届出印、納税(付)通知書、口座振替依頼書を持参し、市役所収納課または口座のある金融機関の店舗へ
- ・納付書に同封された口座振替依頼書に必要事項を記載し、郵送で(切手不要)。

※依頼書は市役所同課、市のホームページ、電話でも請求可。市内の取扱金融機関でも入手できます。

※口座振替の各種手続きの詳細は市のホームページをのぞいてください。



口座振替の申込期限(いずれも必着) 令和7年度第1期から設定する場合

固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税、軽自動車税(種別割・全期)	3月10日(月)
市・県民税(特別徴収分・法人市民税を除く)、国民健康保険税、介護保険料*	4月10日(木)
下水道事業受益者負担金、後期高齢者医療保険料*	5月10日(土)

*介護保険料は介護保険課、後期高齢者医療保険料は保険年金課で受け付け。

「大和市納税電話案内センター」が納付を案内



同センター ☎(260)5160 では、納期限を過ぎても市税の納付確認ができないかたを対象に、納め忘れの税目・期別・税額などをお伝えし、自主納付の呼びかけや口座振替の案内などを行っています。

ご注意ください!

同センターでは、以下のようなお願いは一切しません。不審な電話があった場合は、電話を切り、収納課にご連絡ください。

- ・金融機関の口座番号を指定して、現金振り込みでの納税を依頼すること
- ・納税のために、コンビニや金融機関等のATM(現金自動預払機)の操作を促すこと
- ・金融機関名や口座番号を聞き取ること
- ・直接自宅を訪問して、納税のために現金をお預かりすること

納税が困難なときは早めに納税相談を

失職や病気などの事情により期限内納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。土・日曜日も相談できます。

受付時間 ▶ 月～土曜日:午前8時30分～午後5時、日曜日:午前8時30分～午後0時30分(12月29日～1月3日と月～金曜日の祝日・振替休日を除く。平日夜間に電話相談を受け付ける場合もあります)

ところ ▶ 市役所収納課(電話相談も可)。

